

市川市認知症の人にやさしいお店・事業所の認定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市内において認知症の人にやさしい取組みを行っている店舗及び事業所（以下「店舗等」という。）を、認知症の人にやさしいお店・事業所として認定し、広く市民に周知することにより、認知症の人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症の人にやさしいお店・事業所（以下「やさしいお店」という。）

優しい接客により認知症の人が利用しやすい店づくり、事業所づくりに取組み、温かい目で地域の認知症の人の見守りに協力可能な店舗・事業所

(2) 認知症サポーター

認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知別紙）3（2）の規定に基づき開催する、認知症の基本的な知識や対応を学ぶ認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を受講した人

(3) 認知症の人にやさしいお店・事業所ステッカー（以下「ステッカー」という。）

当該店がやさしいお店である旨を表示する別添1に定める認定マークを表示したステッカー

(4) 認定店舗等

市川市がやさしいお店として認定したお店・事業所

(認定基準)

第3条 認定の基準（以下「認定基準」という。）は、次の項目を全て満たすものとする。

(1) 店舗等に勤務する従業員の総数の1割以上が養成講座を受講しているこ

と。ただし、当該店舗等に勤務する従業員のうち、正規職員以外の従業員は、従業員の総数及び養成講座受講者数に含めないことができる。

(2) 店舗等において、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所認定申込書（様式第1号）に掲げる市川市認知症の人にやさしいお店・事業所取組内容に示す項目を3つ以上実施していること。

(3) ステッカーを店舗等の目立つ位置に掲示する意思があること。

(4) 認知症の人の見守りにおいて、認知症地域支援推進員や高齢者サポートセンターとの連携を図ること。

（認定の申込み）

第4条 認定を受けようとする店舗等は、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所認定申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

（認定）

第5条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、認定基準を満たすと認めるときは、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所認定証（様式第2号）（以下「認定証」という。）及びステッカーを交付するものとする。

（市の支援）

第6条 市長は、認定店舗等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1)市公式ウェブサイトにおいて、認定店舗等の名称、取組内容等を公表し、認定店舗等の周知に努めること。

(2)認定店舗等の印刷物等に別添1に定める認定マークの使用を認めること。

(3)その他市長が適当と認める支援を行うこと。

（変更の届出）

第7条 認定店舗等は、その名称、所在地等を変更したときは、遅滞なく、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所認定変更届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第8条 認定店舗等は、認定基準を満たさなくなったとき又は継続して認定を

受ける意思がなくなったときは、遅滞なく、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所認定辞退申出書（様式第4号）に、認定証を添えて、市長に申し出るとともに、速やかにステッカーを撤去しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申出があったときは、当該認定の辞退を承諾するものとする。

（認定の解除）

第9条 市長は、認定店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を解除するものとする。

(1) 第3条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

(2) その他、市長が認定店舗等としてふさわしくないと認めたとき。

2 前項の規定により認定の解除を受けた認定店舗等は、速やかに、認定証及びステッカーを市長に返却しなければならない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。